

病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画

令和7年4月1日時点 小林市立病院

1. 医師、看護師等の業務分担

①看護師との業務分担

- ・初診時の予診の実施

初診時に問診をとり、記載内容から詳細の内容について予診を行い、医師事務作業補助者の配置している診療科においては、医師事務作業補助者が電子カルテに代行入力を行う。

- ・静脈採血等の実施

医師の指示の下、看護部において実施する。

- ・入院の説明の実施

入院時の説明については、看護師、退院支援看護師、MSW、コ・メディカル、医事等により説明を行う。

- ・検査手順の説明

看護師により実施する。

- ・服薬指導

- ・患者や家族への治療方針や病状の説明

看護職員が医師の治療方法の決定や病状説明の前後に、患者・家族の要望を傾聴し、情報収集や補足的な説明を行うと共に、医師と患者・家族が十分に意思疎通を取れるよう原則診療時間内に対応する。

- ・入院中の療養生活の対応

看護職員が医師の治療方針や患者の状態を踏まえて、クリニカルパスなどの指示をもとに入院患者の療養生活全般（安静度・食事の変更・入浴や清拭の清潔保持方法など）に対応できる。

- ・外来化学療法

看護師が外来化学療法レジメンなど医師の指示の下、患者の状態を把握し化学療法の補助業務を行う。業務に際しては医師と薬剤師、担当看護師が連携を図り速やかな判断・対応が実施できる体制を整える。

②コ・メディカルとの業務分担

- ・薬剤師

定期処方薬剤については、処方時期、処方内容を薬剤師がチェックを行うなど医師の業務負担軽減を図りながら、タスクシフトできる業務の洗い出しを行う。

- ・臨床工学技士

医療機器等の安全管理、保守点検及び操作については医師の指導の下、3名の臨床工学技士が行うことで医師業務の負担軽減を行っている。

- ・臨床検査技師

超音波検査等の検査業務を医師の指導の下、検査技師が行うことで、医師の業務軽減及び検査技師の技術向上につながっている。

- ・ 社会福祉士（MSW）

MSW（メディカルソーシャルワーカー）を積極的に活用し、退院支援をMSWが行うことで医師の業務軽減を図っている。

- ・ 臨床放射線技師

放射線技師を積極的に活用し、医師の事前指示により胃透視・瘻孔造影などを行う。

- ・ 管理栄養士

管理栄養士を病棟に配置し、医師、看護師、管理栄養士が密に連携をとり、早期回復、早期退院できるよう栄養部門での強化を図る。

- ・ 理学療法師等（PT・OT・ST）

リハビリを行うセラピストを増員し、積極的にリハを行い、医師や看護師等と連携を図り、患者の早期ADL向上を図る。

2. 医師の負担軽減に対する実施内容及び計画

①医師事務作業補助者の配置

- ・ 医師事務作業補助者、25 対 1 の施設基準を目標とし人員確保に引き続き取り組む。

②短時間正規雇用の医師の活用

- ・ 医師確保は、最大の課題であり医師が働きやすい病院となるよう努力する。

③勤務医の業務量の把握

特定の医師へ業務が集中しないよう配慮する。また勤怠管理システムを導入し、時間外勤務量を把握する。

④当直回数の軽減

- ・ 休日や当直等の非常勤医師の採用を行い、連続当直を行わない体制を構築すると共に、予定手術前日の当直や夜勤を行わない体制がとれるよう医師の意見を聴取した上で勤務表を作成するよう配慮し、当直や休日等の勤務医の負担軽減を行う。

④その他

- ・ 勤怠管理システムの運用を開始し、医師の労働時間の把握を適格に実施する。
- ・ 不足する内科医等の常勤医師の確保に取り組み、診療科の偏在の解消に務める。
- ・ 日当直については、労働基準監督署へ宿日直許可の取得に向け協議を進め、宿日直の許可を取得した。今後においても引き続きA水準を維持できるよう労務環境改善に努める。
- ・ 関係大学や近隣の小児科医師との協力により、休日等の小児科診療を小児科専門医が交替で行うことで、当院勤務医が行っていた専門外診療を行う回数を減らすことにより、当院勤務医の負担軽減を図る。
- ・ 医師の働き方改革について、管理者と各診療科の代表医師が少なくとも年 1 回ヒアリングを行う。
- ・ 平成 29 年度より、宿日直手当の見直しを行い、処遇改善を行う。
- ・ 平成 19 年 12 月 28 日厚生労働省医政局長通知「医師及び医療関係職と事務職員との間等での役割分担の推進について」を基本とし関係職種間の役割分担を検討し、医師、看護師及び関係職種の快適な職場環境の形成や効率的な業務運が実施されることにより良質な医療が提供できるよう改善していく。